

松江地域保健医療対策会議  
医療・介護連携部会設置要領

(目的)

第1条 松江圏域の医療・介護サービスの提供体制に関する情報共有・意見交換の場として、松江地域保健医療対策会議設置要綱第6条に基づき「医療・介護連携部会」(以下、「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について協議、検討する。  
1 松江圏域の医療・介護サービスの提供体制に関すること。  
2 医療介護総合確保推進事業の圏域計画に関すること。  
3 その他、医療・介護の諸課題に関すること。

(組織)

第3条 部会は、圏域内の以下の委員をもって構成する。  
1 各医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会その他の医療関係者の代表者等  
2 各病院の代表者(院長等)  
3 保険者協議会及び医療保険者の代表等  
4 医療・介護関係団体の代表者等  
5 各市の医療政策、介護政策担当者等  
6 その他保健所長が必要と認める者

(運営)

第4条 部会は、次のように運営する。  
1 部会には、部会員の互選により部会長を置く。  
2 部会の議長は、部会長が務める。

(会議)

第5条 部会は、松江保健所長が招集し、必要に応じて随時開催するものとする。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、松江保健所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱で定めるものの他、部会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成31年3月19日から施行する。